

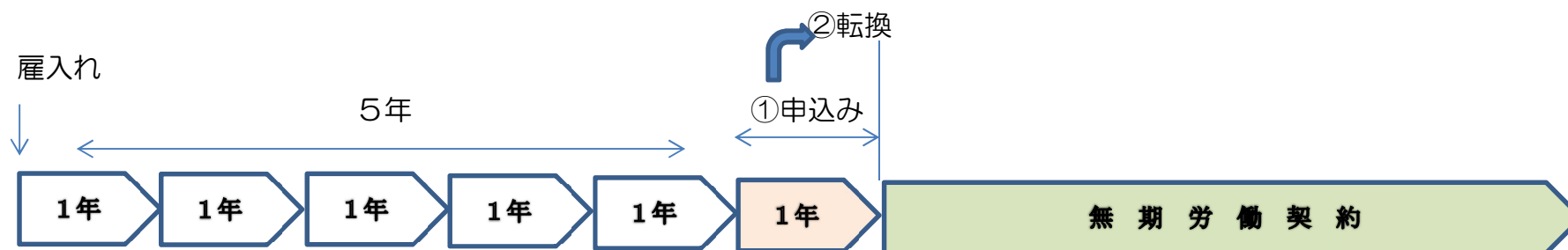
## 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要

労働契約法では

同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。（労働契約法第 18 条）

とされています。

【契約期間が 1 年の場合の例】



（注意）通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後の開始（更新）する有期労働契約が対象。  
平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めない。

ただし、有期雇用労働者等に関する特別措置法（通称：有期特措法）の認定を受けた場合には、労働契約法第 18 条の規定（いわゆる「無期転換のルール」）に関する特例が適用されます。

無期転換ルールと特例の仕組みについては、裏面をご覧ください。

## 無期転換ルールと特例の仕組み

①無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者（高度専門職と継続雇用の高齢者）に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成



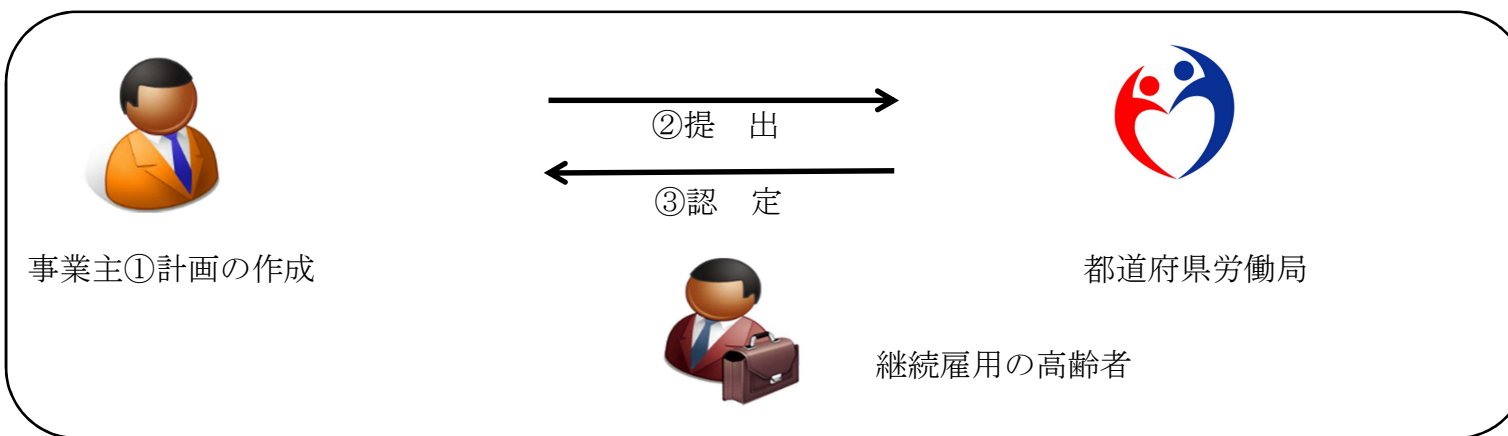
②事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出



③都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行う



④認定を受けた事業主に雇用される特定の対象労働者について、無期転換ルールに特例が適用される



お問い合わせは

和歌山労働局 雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号

Tel 073-488-1170